

令和5年度 青森県・七戸町 連携融資制度

青森県事業活動応援資金【事業活動枠】 (七戸町が信用保証料を補給します)

青森県では、事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金）の調達を図る中小企業者を対象に、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度を実施しています。

七戸町は、この制度の利用者で一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補給を行います。

補 給 対 象 者

次のいずれにも該当する方

- 町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、1年以上継続し同一事業を営んでいること。
- 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料のいずれも滞納していないこと。
- 青森県事業活動応援資金「事業活動枠」により、融資額2,000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間1年以内）で融資を受けた方

補 給 内 容

信用保証料の2分の1を補給します。

（補助金は「七戸町事業活動応援資金保証料補給金交付要綱」に基づき信用保証協会へ補給します。）

実 施 期 間

令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

（予算の都合により、保証料補給の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県事業活動応援資金を利用することは可能です。）

お問い合わせ先

○信用保証料補給に関すること

七戸町商工観光課 電話 0176-62-2137

○青森県事業活動応援資金に関すること

青森県商工政策課商工金融グループ 電話 017-734-9368（直）

<連携融資制度に関するQ & A>

Q 1. 「七戸町簡易小口資金」(または「七戸町活性化資金」)の借入金残高がありますが、この制度を利用できますか？

A 1. 「七戸町簡易小口資金」(または「七戸町活性化資金」)の借入金残高がある場合でも、連携融資制度の要件を満たす場合は新たに利用することができます。

Q 2. 希望融資額が2,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補給を受けることができますか？

A 2. 信用保証料の補給対象となる融資は「融資額2,000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間1年以内）」のものに限られます。

ただし、融資額については、例えば、融資額3,000万円（融資期間10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補給対象となる2,000万円の融資と補給対象外の1,000万円の融資の2口に分けることで、当該2,000万円の融資について信用保証料の一部補給を受けることは可能です。

Q 3. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 3. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお申込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（納税証明書等）を併せてご提出ください。

ただし、納税状況確認同意書（様式第2号）を提出することにより、納税証明書等の添付を省略できます。

Q 4. 七戸町内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A 4. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が町内にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

[青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、
みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、
商工中金、東日本信用漁業協同組合連合会]